

玄海町建設工事請負・委託契約に係る指名停止等の規程に関する措置基準の一部を改正する基準

玄海町建設工事請負・委託契約に係る指名停止等の規程に関する措置基準(平成25年玄海町告示第108号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(措置要件の適用基準)</p> <p>第2条 措置規程別表第2 <u>第15号</u>の「不正又は不誠実な行為」とは、原則として次のような場合をいう。</p> <p>なお、町外における不正又は不誠実な行為については、当該事案が町内や社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる場合に限り、本号を適用するものとする。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(期間の決定方法等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 契約違反を理由として契約解除を行った場合における措置規程別表の適用は、措置規程別表第1第4号(契約違反)ではなく措置規程別表第2 <u>第15号</u>(不正又は不誠実な行為)によることとし、期間の加減については前項本文の規定を適用する。</p> <p>(加算措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、該当する号ごとにそれぞれ1か月を単位として措置規程別表各号の期間の短期に加</p>	<p>(措置要件の適用基準)</p> <p>第2条 措置規程別表第2 <u>第13号</u>の「不正又は不誠実な行為」とは、原則として次のような場合をいう。</p> <p>なお、町外における不正又は不誠実な行為については、当該事案が町内や社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる場合に限り、本号を適用するものとする。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(期間の決定方法等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 契約違反を理由として契約解除を行った場合における措置規程別表の適用は、措置規程別表第1第4号(契約違反)ではなく措置規程別表第2 <u>第13号</u>(不正又は不誠実な行為)によることとし、期間の加減については前項本文の規定を適用する。</p> <p>(加算措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、該当する号ごとにそれぞれ1か月を単位として措置規程別表各号の期間の短期に加</p>

算するものとする。

- (1) 略
- (2) 2以上の契約違反（措置規程別表第1第4号）、不正若しくは不誠実な行為（措置規程別表第2第15号）又は建設業法違反の行為が行われたとき
- (3) ～ (6) 略

算するものとする。

- (1) 略
- (2) 2以上の契約違反（措置規程別表第1第4号）、不正若しくは不誠実な行為（措置規程別表第2第13号）又は建設業法違反の行為が行われたとき
- (3) ～ (6) 略

附 則（令和8年4月13日）

この基準は、令和8年5月1日から施行する。